

審査書

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所
核燃料物質使用施設等保安規定の変更の認可について

原規規発第 20101211 号
令和 2 年 1 0 月 1 2 日
原子力規制委員会

I. 審査の結果

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（以下「申請者」という。）から「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」（昭和 32 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 5 7 条第 1 項の規定に基づき申請のあった「国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 原子力科学研究所 核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について」（令和 2 年 6 月 11 日付け令 02 原機（科保）036 をもって申請。令和 2 年 8 月 21 日付け令 02 原機（科保）060 をもって一部補正。以下「本申請」という。）が、法第 5 7 条第 2 項第 1 号に定める「第 5 2 条第 1 項若しくは第 5 5 条第 1 項の許可を受けたところ又は同条第 2 項の規定により届け出たところによるものでないこと」、及び同項第 2 号に定める「核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物による災害の防止上十分でないものであること」に該当しないものであるかどうかを審査した。

審査の結果、本申請は、法第 5 7 条第 2 項各号のいずれにも該当しないと認められる。

具体的な審査内容は以下のとおりである。

II. 申請の内容

本申請の内容は、原子力規制委員会が令和 2 年 5 月 1 日付け原規規発第 2005011 号をもって許可（以下「既許可」という。）した以下の内容を保安規定に反映するものである。

- (1) ホットラボ貯蔵室 B において貯蔵する濃縮ウラン（硝酸塩）の追加に伴う核燃料物質の収納量の変更。
- (2) ホットラボのケープ及びセルでの核燃料物質の使用を廃止したことに伴う核燃料物質の取扱量及び収納量の変更。
- (3) ホットラボのウランマグノックス用鉛セルの解体撤去及び建屋内シャッター位置の記載の適正化に伴い、これらの内容を管理区域を示す図から削除するための変更。
- (4) バックエンド研究施設における濃縮ウラン及びプルトニウムの年間予定使用

量及び最大収納量の変更。

- (5) バックエンド研究施設の α 固体廃棄物保管室の名称変更に伴う管理区域を示す図中の記載の変更。

III. 審査の方法

原子力規制委員会は、審査においては、本申請の内容が法第57条第2項第1号に定める「第52条第1項若しくは第55条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないこと」に該当しないこと、同項第2号に定める「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること」には該当しないことを確認するため、「使用施設等における保安規定の審査基準」（原規研発第1311275号平成25年11月27日原子力規制委員会決定。以下「審査基準」という。）に示された要件を満たしているかについて確認する。

IV. 審査の内容

本申請に係る変更は、法第57条第2項第1号に定める「第52条第1項若しくは第55条第1項の許可を受けたところ又は同条第2項の規定により届け出たところによるものでないこと」及び同項第2号に定める「核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物による災害の防止上十分でないものであること」には該当しないと判断した。

審査の内容を以下に示す。

1. 法第57条第2項第1号

原子力規制委員会は、以下の変更内容について、既許可の内容によるものであることを確認した。

- (1) ホットラボの貯蔵室Bにおいて貯蔵する濃縮ウラン（硝酸塩）が追加されていること、ホットラボのケープ及びセルでの核燃料物質の使用を廃止したことに伴い天然ウラン等の核燃料物質の取扱量及び収納量が削除されていること、バックエンド研究施設における濃縮ウラン及びプルトニウムの年間予定使用量及び最大収納量に変更されていること。
- (2) ホットラボのウランマグノックス用鉛セルの解体撤去、建屋内シャッター位置の記載の適正化及びバックエンド研究施設の α 固体廃棄物保管室の名称変更に伴う管理区域を示す図が変更されていること。

2. 法第57条第2項第2号

審査基準においては、「核燃料物質の使用等に関する規則」（昭和32年総理府令第84号。以下「使用規則」という。）第2条の12第1項第6号（管理区域及び周辺監視区域の設定）のうち、管理区域について、管理区域の設定及び措置並

びに立入制限等に関することが明記されていることを保安規定の認可の審査に当たって確認すべき事項としている。

申請者は、ホットラボのウランマグノックス用鉛セルの解体撤去、建屋内シャッター位置の記載の適正化、及びバックエンド研究施設の α 固体廃棄物保管室の名称変更に伴い、管理区域を示す図を変更している。

原子力規制委員会は、本申請の変更により、管理区域の設定に関することが明記されていることから、使用規則第2条の12第1項第6号の規定に適合すると判断した。